



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月1日火曜日 第1444号外1

◇ 目 次 ◇ 規 則

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
 愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則..... 2
 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則..... 2
 愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... 2
 愛媛県立松前清流園運営規則の一部を改正する規則.....13
 愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則.....15
 愛媛県紙産業研究センター使用規則.....16
 愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則.....25
 愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例施行規則.....25
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....27

告 示

知事印（専用公印）の新設.....28
 第4次愛媛県地域保健医療計画の変更.....28

訓 令

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....28
 愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令.....29
 愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令.....29

規 則

○愛媛県規則第27号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成8年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例第2条第3項」を「条例第2条第4項」に改め、同項第6号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同項第3号中「もの」の下に「及び特定建築物に該当するもの」を加え、同項第4号を削る。

第5条第1号中「、学校」を削る。

別表第1 2の項整備基準の欄(1)中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の規定に基づき、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定める件（平成6年9月建設省告示第1987号）第1に規定する基礎的基準（以下「基礎的基準」という。）一」を「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる

特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号。以下「建築促進法施行令」という。）第13条第2項第2号」に改め、同項同欄(5)中「基礎的基準五」を「建築促進法施行令第10条」に改め、同表3の項同欄(3)中「基礎的基準一」を「建築促進法施行令第13条第2項第2号」に改め、同項同欄(3)ウ中「基礎的基準二(5)イからへまで」を「建築促進法施行令第9条第1号から第3号まで及び第13条第2項第4号」に改め、同表8の項同欄(1)及び同表11の項同欄中「基礎的基準一」を「建築促進法施行令第13条第2項第2号」に改め、同表14の項の次に次のように加える。

15 旅客 乗降場	(1) 縁端には、点状ブロック等を連続して敷設すること。 (2) 両端には、転落防止柵を設けること。 (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (4) 高齢者、障害者等が休憩できる場所を設けるよう努めること。 (5) 必要に応じて搭乗橋を設けること。
--------------	---

別表第2 1の表中「学校及び」を削り、同表1の項整備基準の欄中「基礎的基準一」を「建築促進法施行令第13条第2項第2号」に改め、同表2の項同欄中「基礎的基準二」を「建築促進法施行令第7条、第9条、第13条第2項第1号、第3号、第4号及び第6号並びに第14条第2項」に改め、同表3の項同欄中「基礎的基準三」を「建築促進法施行令第8条」に改め、同表4の項整備施設の欄中「（第2条第1項各号に掲げる公共の施設に限る。）」を「及びその乗降口ピー」に改め、同項整備基準の欄中「基礎的基準四」を「建築促進法施行令第13条第2項第5号」に改め、同表5の項同欄中「基礎的基準五」を「建築促進法施行令第10条」に改め、同表6の項同欄中「基礎的基準六」を「建築促進法施行令第11条、第12条及び第13条第2項第7号」に改め、同表7の項同欄中「基礎的基準七」を「建築促進法施行令第11条及び第13条第2項第7号」に改める。

別表第2 3の表1の項整備基準の欄中「基礎的基準一」を「建築促進法施行令第13条第2項第2号」に改め、同表2の項同欄(2)中「基礎的基準三のイからニまで」を「建築促進法施行令第8条第1号から第4号まで及び第6号」に改め、同項同欄(3)中「基礎的基準七(三)」を「建築促進法施行令第11条及び第13条第2項第7号」に改め、同項同欄(4)中「基礎的基準七(四)」を「建築促進法施行令第14条第2項」に改め、同表3の項同欄中「基礎的基準五」を「建築促進法施行令第10条」に改め、同表4の項同欄(1)中「次」を「建築促進法施行令第12条」に改め、同項同欄(1)アからウまでを削り、同項同欄(2)中「基礎的基準六(三)」を「建築促進法施行令第11条及び第13条第2項第7号」に改める。

別表第2 4の表1の項整備基準の欄中「次」を「建築促進法施行令第12条」に改め、同項同欄(1)から(3)までを削り、

同表2の項同欄中「基礎的基準一」を「建築促進法施行令第13条第2項第2号」に改め、同表3の項同欄中「基礎的基準六(三)」を「建築促進法施行令第11条及び第13条第2項第7号」に改める。

別表第2 5の表を削る。

別表第2注中「5の表」を「4の表」に改める。

様式第4号中「基礎的基準」を「利用円滑化基準」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則

愛媛県保健所使用料規則（昭和33年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

本則第1号イの表検査の部ツベルクリン反応の項中「218円」を「215円」に改め、同部問診の項中「220円」を「250円」に改め、同部理学的診察の項中「480円」を「500円」に改め、同部血圧測定検査の項中「220円」を「250円」に改め、同部尿検査（たんぱく定性、糖定性、ウロビリノーゲン定性、潜血反応、ケトン体定性、ビリルビン定性、PH、亜硝酸塩定性）の項中「270円」を「304円」に改め、同表予防接種の部BCG接種の項中「452円」を「599円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第29号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3(2)中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同表備考5中「及び里親手当」を「、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、里親手当及び保護受託者手当」に改め、同表備考6(2)中「第5条第4項」を「第6条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第30号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条の2第3項」を「第3条第3項」に改める。

第4条中「第1条の2第1項」を「第3条第1項」に改める。

第7条第1項中「第4条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第2項中「第4条第6項」を「第9条第6項」に改め、同条第3項中「第4条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第8条第1項中「第5条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第12条中「第4条第6項」を「第9条第6項」に改める。

第23条の3中「第5条の10」を「第24条」に改める。

様式第3総括表の項中「レントゲン」を「エックス線写真」に改め、同項注意中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別紙）を添付してください。

様式第3聴覚・平衡・音声・言語又はそしやく機能障害の状況及び所見の項を次のように改める。

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見

[はじめに] 認定要領を参照のこと。

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもつて等級決定することはない。）。

聴覚障害 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。

平衡機能障害 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

音声・言語機能障害 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

そしやく機能障害 『4「そしやく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

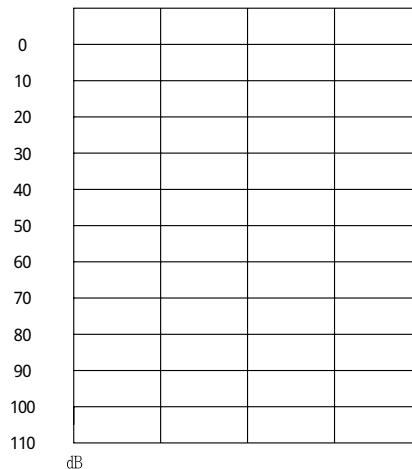
右	d B
左	d B

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）

ア 純音による検査

オージオメータの型式

500 1000 2000 Hz

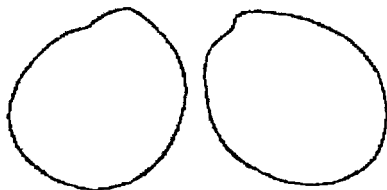


(2) 障害の書類

伝	音	性	難	聴
感	音	性	難	聴
混	合	性	難	聴

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査
語音明瞭度

右	%
左	%

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしやく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の に✓を入れ、さらに①又は②の該当する に
✓又は()内に必要事項を記述すること。

「そしやく・^{えん}嚥下機能の障害

「該当する障害」く 「①そしやく・^{えん}嚥下機能の障害」に記載すること。

^{こう}咬合異常によるそしやく機能の障害

「②^{こう}咬合異常によるそしやく機能の障害」に記載
し 載すること。

① そしやく・^{えん}嚥下機能の障害

a 障害の程度

経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用
している。

経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤^{えん}嚥の危険が大きく摂取でき
る食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

その他

{ }

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

参考 各器官の観察点

- ・口唇・下^{がく}顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ない
しは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋^{がい}：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨^り状^か窩^だの唾^{りゅう}液貯溜

所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、
内容、程度等を詳細に記載すること。）

{ }

イ ^{えん}嚥下状態の観察と検査

参考1 各器官の観察点

- ・口^{こう}腔内保持の状態

- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
 - ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
 - ・ 食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み
- 参考2 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点
- ・ 摂取できる食物の内容 (固形物、半固形物、流動食)
 - ・ 誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 ()

所見 (上記の枠内の 参考1 と 参考2 の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

()

② 咬合異常によるそしやく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
その他

()

b 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしやく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度 (そしやく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

()

イ そしやく機能 (口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

()

(2) その他 (今後の見込み等)

()

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の に √ を入れること。)

① 「そしやく機能の喪失」 (3級) とは、経管栄養以外に方法のないそしやく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害 (仮性球麻痺、血管障害を含む。) 及び末梢神経障

害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。
dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別紙）の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

様式第3 ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見の項を次のように改める。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

[記入上の注意]

- ・ 「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・ 1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の 〇 に √ を入れ、必要事項を記述すること。
- ・ 障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

1. ぼうこう機能障害

尿路変向(更)のストマ

(1) 種類・術式

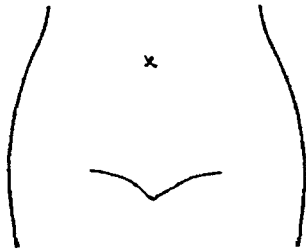
〔 腎瘻 腎盂瘻 〕

〔 ①種類 尿管瘻 ぼうこう瘻 〕

〔 回腸(結腸)導管
その他 [] 〕

②術式: []

〔 ③手術日: [年 月 日] 〕



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

(2) ストマにおける排尿処理の状態
長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有

(理由)

〔 軽快の見込みのないストマ
周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示) 〕

ストマの変形

〔 不適切な造設箇所 〕

無

高度の排尿機能障害

(1) 原因

神経障害

先天性 []

(例: 二分脊椎 等)

直腸の手術

・ 術式: []

・ 手術日: [年 月 日]

自然排尿型代用ぼうこう

・ 術式: []

・ 手術日: [年 月 日]

(2) 排尿機能障害の状態・対応

カテーテルの常時留置

自己導尿の常時施行

完全尿失禁

その他

〔]

〔]

2. 直腸機能障害

腸管のストマ

(1) 種類・術式

〔 空腸・回腸ストマ 〕

〔 ①種類 上行・横行結腸ストマ 〕

〔 下行・S状結腸ストマ 〕

〔 その他 [] 〕

②術式: []

(2) ストマにおける排便処理の状態

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有

(理由)

〔 軽快の見込みのないストマ 〕

③手術日： [年 月 日]

マ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位、大きさについて図示）
ストマの変形
不適切な造設箇所



無

（ストマ及びびらんの部位等を図示）

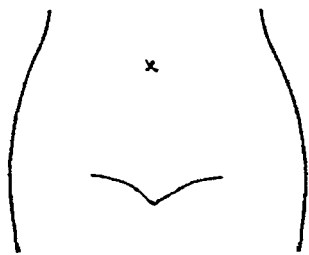
治癒困難な腸瘻

(1) 原因
①放射線障害
疾患名： []
②その他
疾患名： []

(3) 腸瘻から腸内容の洩れの状態
大部分
一部分

(2) 瘻孔の数： [個]

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態



軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位、大きさについて図示）

その他
[]
[]

（腸瘻及びびらんの部位等を図示）

高度の排便機能障害

(1) 原因
先天性疾患に起因する神経障害
[]
（例：二分脊椎等）

(2) 排便機能障害の状態・対応

完全便失禁
軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある
週に2回以上の定期的な用手摘便が必要

その他

先天性鎖肛に対する肛門形成術
手術日： [年 月 日]

その他
[]
[]

小腸肛門吻合術
手術日： [年 月 日]

3. 障害程度の等級

（1級に該当する障害）

腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの

腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマ

における排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻^{ろう}における腸内容の排泄^{せつ}処理が著しく困難な状態があるもの

尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの

治癒困難な腸瘻^{ろう}があり、かつ、腸瘻^{ろう}における腸内容の排泄^{せつ}処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

（3級に該当する障害）

腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもつもの

腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻^{ろう}を併せもつもの

尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの

治癒困難な腸瘻^{ろう}があり、かつ、腸瘻^{ろう}における腸内容の排泄^{せつ}処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

高度な排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

（4級に該当する障害）

腸管又は尿路変向^{ろう}（更）のストマをもつもの

治癒困難な腸瘻^{ろう}があるもの

高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

様式第3ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見(13歳以上用)の項中「状況及び」を「状態及び」に改め、同項1(1)注1中「1つ」を「一つ」に改め、同項4(2)中「身体障害者障害程度等級表解説」(身体障害者障害程度等級表について(昭和59年9月28日付け社更第127号厚生省社会局長通知)別紙1)を「身体障害認定基準」(身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙)に改め、同様式ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見(13歳未満用)の項中「状況」を「状態」に改め、同項1及び1(1)注1中「1つ」を「一つ」に改め、同項2(1)注4中「身体障害者障害程度等級表解説」(身体障害者障害程度等級表について(昭和59年9月28日付け社更第127号厚生省社会局長通知)別紙1)を「身体障害認定基準」(身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙)に改め、同様式に次のように加える。

別 紙

歯科医師による診断書・意見書

氏 名	年 月 日 生	男 女
住 所		
現 症		
原因疾患名		
治療経過		
今後必要とする治療内容 (1) 歯科矯正治療の要否 (2) 口腔 ^{くわう} 外科的手術の要否 (3) 治療完了までの見込み 向後 年 月		
現症を基に上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害に ・ 該当する ・ 該当しない 年 月 日 病院又は診療所の名称、所在地 標傍診療科名 歯科医師名		

㊦

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第3の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る書類について適用し、同日前の診断に係る書類については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第31号

愛媛県立松前清流園運営規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立松前清流園運営規則の一部を改正する等の規則

(愛媛県立松前清流園運営規則の一部改正)

第1条 愛媛県立松前清流園運営規則(昭和47年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「重度の」を削る。

第4条中「昭和24年法律第283号」の下に「。以下「法」という。」を、「もの」の下に「のうち、次の各号のいずれかに該当する者」を加え、同条ただし書中「きたす」を「来す」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者
- (2) 法第18条第3項の規定による入所の委託に係る身体障害者

第4条の次に次の1条を加える。

(入園手続)

第4条の2 前条第1号に規定する者であつて、松前清流園に入園を希望するものは、知事に入園を申し込まなければならない。

第5条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「知事は、」の下に「第4条第2号に規定する者について」を加え、「次」を「前項各号」に改め、同条各号を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、前条の規定による入園の申込みがあつたときは、次に掲げる方法により選考し、入園の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入園の決定を受けた者との間において松前清流園の使用に関し契約を締結するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 身体検査
- (3) 面接
- (4) その他必要と認める検査

第8条の見出しを「(契約及び措置の解除の依頼)」に改め、同条中「ときは、」の下に「第5条第1項の契約を解除し、又は」を加える。

(愛媛県立重信清愛園運営規則の一部改正)

第2条 愛媛県立重信清愛園運営規則(昭和56年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(入園資格)

第4条 清愛園に入園できる者は、15歳以上の知的障害者

であつて社会的更生能力を有すると認められるものうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、団体生活に著しく支障を来すおそれのある者及び伝染性疾患を有する者は、この限りでない。

(1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者

(2) 法第16条第1項第2号の規定による入所の委託に係る知的障害者

第6条及び第7条を次のように改める。

(入園手続)

第6条 第4条第1号に規定する者であつて、清愛園に入園を希望するものは、知事に入園を申し込まなければならない。

(入園の決定等)

第7条 知事は、前条の規定による入園の申込みがあつたときは、次に掲げる方法により選考し、入園の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入園の決定を受けた者との間において清愛園の使用に関し契約を締結するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 身体検査
- (3) 面接

2 知事は、第4条第2号に規定する者について市福祉事務所長又は町村長の入所依頼書を受理したときは、前項各号に掲げる方法により選考し、入園の可否を決定しなければならない。

第9条の見出しを「(契約及び措置の解除の依頼)」に改め、同条中「ときは、」の下に「第7条第1項の契約を解除し、又は」を加える。

(愛媛県身体障害者更生指導所運営規則の一部改正)

第3条 愛媛県身体障害者更生指導所運営規則(昭和58年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「者は」の下に「、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた15歳以上の肢体不自由者又は内臓の機能に障害のある者であつて職業的更生が見込まれるもの又は職業的更生は困難であるが少なくとも自助動作の機能回復の可能性のあるものうち」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者
- (2) 法第18条第3項の規定による入所の委託に係る身体障害者

第7条の次に次の1条を加える。

(入所の手続)

第7条の2 第2条第1号に規定する者であつて、更生指導所に入所を希望するものは、知事に入所を申し込まなければならない。

第8条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「知事は、」の下に「第2条第2号に規定する者について」を加え、「次」を「前項各号」に改め、同条各号を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、前条の規定による入所の申込みがあつたときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において更生指導所の使用に関し契約を締結するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 身体検査
- (3) 人物考査
- (4) 知能検査
- (5) その他必要と認められる検査

第13条第1項中「又は」の下に「第8条第1項の契約を解除し、若しくは」を加え、同条第3項中「よる」の下に「契約の解除又は」を加える。

(愛媛県知的障害者更生訓練校運営規則の一部改正)

第4条 愛媛県知的障害者更生訓練校運営規則(昭和60年愛媛県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「者は」の下に「、15歳以上の知的障害者であつて授産事業及び訓練を受けることにより将来自活することが見込まれるもののうち」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者
- (2) 法第16条第1項第2号の規定による入所の委託に係る知的障害者

第8条及び第9条を次のように改める。

(入所の手続)

第8条 第3条第1号に規定する者であつて、訓練校に入所を希望するものは、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定等)

第9条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあつたときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において訓練校の使用に関し契約を締結するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 身体検査
- (3) 面接
- (4) その他必要と認める検査

2 知事は、第3条第2号に規定する者について市福祉事務所長又は町村長の入所依頼書を受理したときは、前項各号に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定しなければならない。

第13条の見出しを「(契約及び措置の解除の依頼)」に改め、同条中「ときは、」の下に「第9条第1項の契約を解除し、又は」を加える。

(愛媛県知的障害者通勤寮運営規則の一部改正)

第5条 愛媛県知的障害者通勤寮運営規則(昭和60年愛媛県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「知的障害者であつて」を「知的障害者(現に就労している者又は就労することが確実な者であつて、指導を受けることにより、独立自活することが期待できるも

のに限る。)のうち」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者
- (2) 法第16条第1項第2号の規定による入所の委託に係る知的障害者

第6条及び第7条を次のように改める。

(入所手続)

第6条 第2条第1号に規定する者であつて、通勤寮に入所を希望するものは、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定等)

第7条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあつたときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において通勤寮の使用に関し契約を締結するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 身体検査
- (3) 面接
- (4) その他必要と認める検査

2 知事は、第2条第2号に規定する者について市福祉事務所長又は町村長の入所依頼書を受理したときは、前項各号に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定しなければならない。

第10条の見出しを「(契約及び措置の解除の依頼)」に改め、同条中「ときは、」の下に「第7条第1項の契約を解除し、又は」を加える。

(愛媛県重度身体障害者授産所運営規則の一部改正)

第6条 愛媛県重度身体障害者授産所運営規則(昭和62年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県身体障害者授産所運営規則

第1条中「愛媛県重度身体障害者授産所」を「愛媛県身体障害者授産所」に改める。

第2条中「重度身体障害者」を「身体障害者」に改める。

第3条中「昭和24年法律第283号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「重度身体障害者」を「身体障害者」に改め、「もの」の下に「のうち、次の各号のいずれかに該当する者」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者
- (2) 法第18条第3項の規定による入所の委託に係る身体障害者

第7条の次に次の1条を加える。

(入所の手続)

第7条の2 第3条第1号に規定する者であつて、授産所に入所を希望するものは、知事に入所を申し込まなければならない。

第8条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「知事は、」の下に「第3条第2号に規定する者について

」を加え、「次」を「前項各号」に改め、同条各号を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、前条の規定による入所の申込みがあつたときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において授産所の使用に関し契約を締結するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 身体検査
- (3) 面接
- (4) その他必要と認める検査

第12条の見出しを「(契約及び措置の解除の依頼)」に改め、同条中「ときは、」の下に「第8条第1項の契約を解除し、又は」を加える。

(知的障害者福祉法第27条の規定による費用徴収規則の廃止)

第7条 知的障害者福祉法第27条の規定による費用徴収規則(昭和47年愛媛県規則第45号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第7条の規定による廃止前の知的障害者福祉法第27条の規定による費用徴収規則第4条の規定に基づき決定した徴収額の変更及び減免については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第32号

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

本則表以外の部分中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改め、本則使用料の表製紙試験場の部所掌区分の欄中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改め、同部中製紙用機器の項の前に次のように加える。

共同研究室		1平方メートル1月	1,160円
試作品づくり工房	1 全体使用	1時間	990円
	2 2分の1使用	1時間	500円
研修室		1時間	1,720円
控室		1時間	160円
会議室		1時間	160円

本則使用料の表紙産業研究センターの部製紙用機器の項中1を削り、2を1とし、同項3細別の欄中「PFI型高濃度リファイナー」を「自動式PFIミル」に改め、同項3金額の欄中「200円」を「630円」に改め、同項中3を2とし、4から7までを1ずつ繰り上げ、同項8細別の欄中「回転乾燥機」を「回転型乾燥機」に改め、同項8金額の欄中「100円」を「210円」に改め、同項中8を7とし、9から14までを1ずつ繰り上げ、同項中13の次に次のように加える。

14 高温用回転型乾燥機	1時間	210円	
--------------	-----	------	--

15 打解機	1時間	210円	
16 ビーター	1時間	310円	
17 ナギナタビーター	1時間	210円	
18 手漉き道具	1時間	210円	
19 自動プレス機	1時間	210円	
20 三角蒸気乾燥機	1時間	210円	
21 ナイヤガラビーター	1時間	210円	
22 ゼータ電位計	1時間	310円	

本則使用料の表紙産業研究センターの部紙加工用機器の項中8の次に次のように加える。

9 プロッター	1時間	210円	
10 カラー印刷機	1時間	520円	
11 写真撮影システム	1時間	210円	
12 スクリーン印刷機	1時間	420円	
13 撚糸機	1時間	210円	

本則使用料の表紙産業研究センターの部物理試験用機器の項5細別の欄中「圧縮試験機」を「引張圧縮試験機」に改め、同項5金額の欄中「200円」を「210円」に改め、同項10細別の欄中「温湿度試験器」を「恒温恒湿器」に改め、同項10金額の欄中「100円」を「210円」に改め、同項中21の次に次のように加える。

22 生物顕微鏡	1時間	210円	
23 実体顕微鏡	1時間	210円	
24 光沢度計	1時間	210円	
25 白色度計	1時間	210円	

本則使用料の表紙産業研究センターの部化学試験用機器の項10細別の欄中「赤外分光光度計」を「顕微赤外分光光度計」に改め、同項10金額の欄中「610円」を「520円」に改め、同項中11の次に次のように加える。

12 熱分解GC/MS分析装置	1時間	630円	
13 蛍光X線分析装置	1時間	520円	
14 低真空走査型電子顕微鏡	1時間	1,260円	

本則使用料の表紙産業研究センターの部中化学試験用機器の項の次に次のように加える。

研修用機器	1	パソコン用プロジェクター	1時間	210円	
-------	---	--------------	-----	------	--

本則使用料の表注に次のように加える。

- 3 1の規定にかかわらず、紙産業研究センターにおける共同研究室、試作品づくり工房、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。

- 4 紙産業研究センターにおける共同研究室の1月の使用料は、この表に定める額に部屋の面積を乗じた額(10円未満切り捨て)とする。

本則手数料の表製紙試験場の項所掌区分の欄中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第33号

愛媛県紙産業研究センター使用規則を次のように定める。
平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県紙産業研究センター使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県紙産業研究センター(以下「センター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の使用時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる施設 午前9時から午後5時まで
- (2) 別表第2-2の項に掲げる施設 終日

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、前2項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)
- (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで(前2号に掲げる日を除く。)
- (4) 知事が必要と認めたる日

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、当該休日の直後の休日以外の日)
- (2) 休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、当該日曜日、土曜日又は休日の直後の日曜日、土曜日又は休日以外の日)
- (3) 1月1日から5日まで及び12月27日から31日まで(前2号に掲げる日を除く。)
- (4) 知事が必要と認めたる日

3 第1項の規定にかかわらず、別表第2-2の項に掲げる施設については、休館日においても使用することができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日にセンター(別表第2-2の項に掲げる施設を除く。)を使用させることがある。
(自由使用)

第4条 センターは、別表第2に掲げる施設、別表第3に掲げる機器及び管理上支障がある施設を除き、自由な使用に供する。

(使用の許可)

第5条 別表第2に掲げる施設及び別表第3に掲げる機器を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に愛媛県紙産業研究センター施設使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可

申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(1) 別表第2-1の項に掲げる施設 使用日の1年前から3日前まで

(2) 別表第2-2の項に掲げる施設 使用開始日の1年前から2月前まで

(3) 別表第3に掲げる機器 使用開始日の6月前から当日まで

3 知事は、前項の規定による使用の許可の申請があった場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対して愛媛県紙産業研究センター施設使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。この場合において、センターの使用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

4 知事は、第2項に定める期間外に使用許可申請書の提出があった場合であっても、特に理由があると認めるときは、同項の使用の許可をすることができる。

5 前3項に定めるもののほか、別表第3に掲げる機器を使用しようとする者の使用の許可の手続については、知事が定める。

(使用の基準)

第6条 知事は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターを自由な使用に供せず、又は前条第1項の使用の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、機器等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) センターの職員の指示に従わないとき。

(使用の許可の変更)

第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県紙産業研究センター施設使用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規則に違反し、又はセンターの職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 使用の許可の条件に違反したとき。

(使用の登録)

第9条 別表第2-2の項に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、愛媛県紙産業研究センター使用登録申請書(様式第4号。以下「使用登録申請書」という。)に連帯保証人の誓約書を添えて知事に提出し、その登録を受けなければならない。

- 2 別表第2 1の項に掲げる施設を定期的を使用しようとする者は、使用登録申請書を知事に提出し、その登録を受けることができる。
- 3 知事は、前2項の規定による登録の申請があった場合において、登録が適当であると認めるときは、当該申請をした者を登録するものとする。
- 4 知事は、前項の登録をしたときは、当該登録を申請した者に対して愛媛県紙産業研究センター使用登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、使用登録申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は登録証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかにその旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
- 6 第4項の規定は、前項の届出書の提出があった場合について準用する。

（登録者の使用料の後納）

第10条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）第31条第2項において準用する同規則第25条ただし書の規定により、知事は、別表第2に掲げる施設を使用しようとする登録者については、使用料を後納させることがある。

（使用登録の取消し）

第11条 知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用登録を取り消すことがある。知事が特に必要と認めるときも、同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用登録を受けたとき。
- (2) この規則に違反したとき。

（損害賠償等）

第12条 自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設、機器等を滅失し、又は損傷したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの使用に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

展示コーナー
交流サロン

別表第2（第2条 - 第5条、第9条、第10条関係）

1	試作品づくり工房
	研修室
	控室
	会議室
2	共同研究室

別表第3（第4条、第5条関係）

製紙用機器
紙加工用機器
物理試験用機器
化学試験用機器
研修用機器

様式第1号(第5条関係) 愛媛県紙産業研究センター施設使用許可申請書

愛媛県紙産業研究センター施設使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所(団体にあつては、所在地)

申請者

氏 名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用日時

年 月 日 時から
年 月 日 時まで

使用目的

使用予定者

名

使用施設

試作品づくり工房

(全体使用
2分の1使用(東側 西側))

研修室

控室

会議室

使用責任者

住 所

氏 名

電話番号

備 考

注1 のある欄は、該当する の中にレ印を付してください。

2 印の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第5条、第7条、様式第3号関係) 愛媛県紙産業研究センター施設使用許可書
(表)

愛媛県紙産業研究センター施設使用許可書 第 年 月 日 号 年 月 日 殿 愛媛県知事 印	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用目的	
使用施設	
許可の条件	
使用上の注意	裏面記載の使用上の注意事項を遵守すること。
備考	

(裏)

使 用 上 の 注 意 事 項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県紙産業研究センター（以下「センター」という。）の施設、機器等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他センターを使用する者の責めに帰すことができない理由により使用が不能となった場合又はセンターを使用する者が使用日の前日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。
- 4 使用時間を厳守すること。
- 5 センターの施設、機器等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、機器等を原状に回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。
- 6 センターの職員の指示に従うこと。
- 7 その他センターの使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号(第7条関係) 愛媛県紙産業研究センター施設使用変更許可申請書

愛媛県紙産業研究センター施設使用変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所 (団 体 に あ っ て は 、 所 在 地)

申 請 者

氏 名 (団 体 に あ っ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)

変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由			
備 考			

注1 愛媛県紙産業研究センター施設使用許可書(様式第2号)を添付してください。

2 印の欄は、記入しないでください。

様式第4号(第9条関係) 愛媛県紙産業研究センター使用登録申請書

愛媛県紙産業研究センター使用登録申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所(団体にあつては、所在地)

申請者

氏 名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

使用目的		
使用予定施設	共同研究室①(50.82m ²) 共同研究室②(49.10m ²)	
登録期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
連帯保証人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
連絡先	住 所	
	電話番号	
	担 当	
備 考	受付年月日	{ 年 月 日 }
	受付番号	{ 年 月 日 }
	登録年月日	{ 年 月 日 }
	登録者コード	{ }

注1 のある欄は、該当する の中に㊟印を付してください。

2 印の欄は、記入しないでください。

3 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 連帯保証人の誓約書

(2) その他知事が必要と認める書類

様式第5号(第9条関係) 愛媛県紙産業研究センター使用登録証
(表)

愛媛県紙産業研究センター使用登録証		
発行番号		
登録年月日	年 月 日	
登録者コード		
住所(団体にあつては、所在地)	電話番号	
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)		
連 絡 先	住 所	
	電話番号	
	担 当	
登録期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
年 月 日		
愛媛県知事 印		

(裏)

使 用 上 の 注 意 事 項

- 1 登録者は、1箇月分のすべての使用料を月末締めで翌月に一括して支払うものとする
こと。
- 2 愛媛県紙産業研究センター（以下「センター」という。）の施設、機器等を滅失し、又
は損傷したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 使用時間を厳守すること。
- 4 センターの施設の使用を終えたときは、直ちに当該施設を原状に回復するとともに、
その旨をセンターの職員に届け出ること。
- 5 センターの職員の指示に従うこと。
- 6 その他センターの使用に関する諸規程を遵守すること。

○愛媛県規則第34号

愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(愛媛県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第1条 愛媛県職場適応訓練委託規則(昭和39年愛媛県規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の表指示に関する事項指示の種類の欄中「港湾運送事業離職者」の下に「、北朝鮮帰国被害者等」を加える。

(愛媛県訓練手当支給規則の一部改正)

第2条 愛媛県訓練手当支給規則(昭和41年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第3条第2項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第4条第2項第1号中「3,940円」を「3,930円」に改め、同項第2号及び同条第3項中「3,540円」を「3,530円」に改める。

様式第1号中

「

第8号
の2

」を「

第8号	第8号
の2	の3

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の愛媛県訓練手当支給規則第4条第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給について適用し、この規則の施行の前日に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第35号

愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例施行規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例(平成15年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分を示す証明書)

第2条 条例第9条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(公表の方法)

第3条 条例第10条第1項から第3項までの規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 愛媛県報への掲載
- (2) 関係地方局の掲示場への掲示
- (3) 関係する市町村の協力を得て、関係する市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (4) インターネットによる公開
- (5) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(公表する事項)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 条例第4条の規定に違反してホルマリンを使用した事実
- (3) 条例第8条第2項の規定に基づき、漁業協同組合に措置要請を行った場合は、その内容
- (4) 条例第12条の規定に基づき、過料を科した場合にあつては、その旨

2 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第4号に掲げる事項
- (2) 条例第8条第1項の規定に基づく命令の内容及びその命令に従わない旨

3 条例第10条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1項第1号及び第4号に掲げる事項
- (2) 条例第10条第3項の規定に違反した事実

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

別記様式（第2条関係） 身分証明書

（表）

身 分 証 明 書		第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">写 真</div> <div style="margin-top: 10px;">ちょう付</div> </div>	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例（平成15年愛媛県条例第39号）第9条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p>		

（裏）

愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例（抜粋）

（立入検査等）

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、漁業者等、漁業協同組合その他必要な者に対し、その業務若しくはホルマリンの使用に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、漁場、船舶、事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくはホルマリン若しくはこれに該当する疑いのある物若しくはホルマリンを含有する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第10条 省略

2 省略

3 知事は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

4 省略

（罰則）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)・(2) 省略

(3) 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

○愛媛県規則第36号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第8号」を「第7号」に、「第9号から第16号」を「第8号から第15号」に改め、同条第2号中「企画情報部県政広報課」を「県民環境部県民協働局県民活動推進課」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「土木部」を「土木部管理局」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「大阪事務所の担当係長」を「大阪事務所次長」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第3項の表中「伯方支所、久万地域農業改良普及センター、」を「しまなみ普及室、松山中央地域農業改良普及センター久万普及室、宇和島中央地域農業改良普及センター鬼北普及室及び」に改め、「及び中山川ダム建設事務所」を削る。

第7条第1項第5号中「経済労働部労政雇用課労働福祉係長にあつては女性職業センターの、土木部」を「土木部管理局」に、「収用委員会」を「収用委員会」に改め、同号の表出納員の欄中「企画情報部県政広報課」を「県民環境部県民協働局県民活動推進課」に改め、「経済労働部労政雇用課労働福祉係長」を削り、「土木部」を「土木部管理局」に改め、同条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第65条に次のただし書を加える。

ただし、出納長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第83条中「うえ」を「上」に改め、「出張所、」を削る。

第115条の表歳入歳出外現金の項中「地方税納税猶予担保金」を「地方税納税猶予担保金 医療技術短期大学奨学研究費交付金」に改める。

第119条第2項中「支出決議書」の下に「又は支出負担行為兼決議書」を加える。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第6条関係）」に改め、同様式注2中「または」を「又は」に改め、「出張所、」を削り、同様式注3及び4中「または」を「又は」に改める。

様式第3号、様式第4号、様式第17号の2、様式第18号、様式第19号及び様式第21号中「次長」を「局長」に改める。

様式第21号の2中「第78条」の下に「、第119条」を加え、「次長」を「局長」に改め、同様式注中3を5とし、2の次に次のように加える。

3 歳入歳出外現金等の払出しに使用する場合は、会計の欄及び（細）節名の欄に歳入歳出外現金等の区分を

記入すること。

4 基金又は財産に属する有価証券の払出しに使用する場合は、（細）節名の欄に基金の名称又は財産の区分を記入すること。

様式第22号中「次長」を「局長」に改め、同様式注2中「又は」を「及び」に改める。

様式第24号の2、様式第25号、様式第27号、様式第28号及び様式第28号の2中

「次長」を「局長」に改める。

様式第44号（その1）中

「 共済福祉 互助会掛金 」を「 共済福祉 互助会掛金 共済診療所 」に、

「 互助会掛金 」を「 共済診療所 」に改め、同様式（その2）中

Table with 6 columns: 共済長期, 共済弁済金, 財形貯蓄, , , 所

「 共済短期 共済介護 共済 」

Table with 6 columns: 福祉, 共済長期, 共済弁済金, 財形貯蓄, 所得税, 控

除額計」に改める。

様式第46号（その2）中

「 共済弁済 」を「 共済弁済 共済診療 」に改め、同様式（その

Table with 6 columns: 共済 長期, 共済貸付 弁済金, 財形貯蓄, 税率, 所得税

「 共済短期 共済介護 共済貸付 」を「 共済福祉 共済長期 弁済金 」

「 財形貯蓄 税率 所得税 控除額計 」に改める。

様式第47号（その1）中

「 共済福祉 互助会掛金 」を「 共済福祉 互助会掛金 共済診療所 」に、

金 「 互助会掛金 」
 を 「 共済診療所 」 に改め、同様式(その2)中

共済長期	共済弁済金	財形貯蓄				所
------	-------	------	--	--	--	---

得税 控除額計 を 「 共済短期 共済介護 共済 」

福祉	共済長期	共済弁済金	財形貯蓄		所得税	控
----	------	-------	------	--	-----	---

除額計 に改める。

様式第57号から様式第57号の3まで及び様式第70号中

「 次長 」 を 「 局長 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

○愛媛県告示第 826 号

愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)第6条の規定により、知事印(専用公印)を次のとおり新設した。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

印 影	管 守 場 所	用 途	使用開始年月日
	西条地方局 今治地方局 松山地方局 八幡浜地方局 宇和島地方局	遊漁船業者登録用	平成15年 4月1日
	紙産業研究センター	紙産業研究センター施設使用許可用	平成15年 4月1日

○愛媛県告示第 827 号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3第10項の規定により、第4次愛媛県地域保健医療計画(平成14年4月愛媛県告示第735号)を次のとおり変更した。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

(「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

訓 令

○愛媛県訓令第 6 号

庁 中 一 般
 各 地 方 機 関
 地方労働委員会事務局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

別表第2 1の部⁽²⁾の項貸与対象者の欄中「、林業技術センター」を削り、同部⁽³⁾の項中

「 エンカン服 1 年間 2年 」 を

作業服(夏)	2	夏期	2年
防寒服	1	冬期	2年
雨がつば	1	年間	2年
エンカン服	1	年間	2年

に改め、同部⁽⁵⁾の項同

欄中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改め、同部⁽⁹⁾の項貸与期間の欄中「3年」を「2年」に改め、同表2の部中

「 作業服(夏) 2 夏期 3年 」 を

作業服(夏)	2	夏期	3年
防寒服	1	冬期	3年

に改め、

同表3の部中

「 作業服(夏) 2 夏期 3年 」 を

作業服(夏)	2	夏期	3年
防寒服	1	冬期	3年

に改め、同表4の部⁽⁵⁾

の項貸与対象者の欄中「、ダム管理事務所又はダム建設事務所」を「又はダム管理事務所」に改め、同表14の部を削り、同表13の部中

「 ゴム長靴 1 年間 2年 」 を

ゴム長靴	1	年間	2年
作業靴	1	年間	2年

に改め、同

部を同表14の部とし、同表中12の部を13の部とし、11の部を12の部とし、同表10の部⁽³⁾の項中

「 作業服(夏) 2 夏期 2年 」 を

作業服(夏)	2	夏期	2年
ゴム長靴	1	年間	2年

に改め、同

部中⁽⁴⁾の項を⁽⁵⁾の項とし、⁽³⁾の項の次に次のように加え、同

部を同表11の部とする。

(4) 薬事衛生業務に従事するもの	作業服	2	年間	2年	
	ゴム長靴	1	年間	2年	

別表第2 9の部⁽¹⁾の項貸与対象者の欄中「看護婦免許」を「看護師免許」に改め、同部を同表10の部とし、同表8の部の次に次のように加える。

9 廃棄物対策課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務に従事するもの	作業服	1	年間	2年	現地調査を担当するものに限る。
	防寒服	1	冬期	3年	
	雨がつば	1	年間	2年	
	ゴム長靴	1	年間	2年	

別表第2 16の部数量の欄中「1」を「2」に改め、同表17の部⁽³⁾の項中

「

診察ズボン	3	年間	1年
-------	---	----	----

」を

「

診察ズボン	3	年間	1年
作業靴	1	年間	2年

」に改め、同表18の部中

「

作業服(夏)	2	夏期	3年
ゴム長靴	1	年間	3年

」を

「

作業服(夏)	2	夏期	3年
防寒服	1	冬期	3年
ゴム長靴	1	年間	3年
作業靴	1	年間	2年

」に改め、同

表21の部中

「

1	年間	2年
---	----	----

」を

「

2	年間	3年
---	----	----

」に改め、同表22の部貸与対象者の欄中

「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改め、同部中

「

1	年間	2年
---	----	----

」を

「

2	年間	3年
---	----	----

」に改め、同表32の部中

「

ゴム長靴	2	年間	2年
------	---	----	----

」を

「

ゴム長靴	2	年間	2年
作業靴	1	年間	2年

」に改め、同

表39の部中

「

ゴム水中長靴	1	年間	2年	船舶乗組業務に従事する職員を除く。
--------	---	----	----	-------------------

」を

「

ゴム水中長靴	1	年間	2年	船舶乗組業務に従事する職員を除く。
安全靴	1	年間	3年	船舶乗組

」に改め、同

				業務に従事する職員を除く。
--	--	--	--	---------------

表41の部同欄中「、ダム建設事務所」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令

愛媛県報発行規程(昭和31年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「県立学校及び」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「おける文書」の下に「(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) を含む。以下同じ。) 」を加える。

第2条第7号中「引き継いで」の下に「文書システム又は」を加え、同号を同条第10号とし、同条第6号中「文書を」の下に「文書システム又は」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 文書管理・電子決裁システム 電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書事務の処理を行うシステムをいう。

(6) 電子文書 電磁的記録であって、書式情報(文書の体裁に関する情報をいう。) を含めて磁気ディスク等に記録されているものをいう。

(7) 電子決裁 文書管理・電子決裁システム(以下「文書システム」という。) の機能を利用して電子的方法により電子文書の決裁を行う方法をいう。

第3条の次に次の1条を加える。

(文書システムの利用)

第3条の2 本庁における文書事務は、文書システムを利用しなければならない。ただし、文書主管課長がこれにより難しいと認めた場合は、この限りでない。

第7条第3項第3号中「第15条第1項第1号の文書処理簿により」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 文書システムその他文書事務に関する電子情報処理組織による電子文書の送信及び受信の管理に関すること。

第15条第1項第1号中「押し、」の下に「本庁にあっては文書システムに必要事項を登録し、地方機関にあっては」を加え、同号ただし書中「文書は、」の下に「文書システムへの登録及び」を加え、同項第2号中「押し、」の下に「本庁にあっては文書システムで件名を「親展」と登録し、地方機関にあっては」を加え、同項第4号中「及び文書処理簿の件名欄に添付された物の種類及びその金額又は数量を」を「に添付された物の種類及びその金額又は数量を記入するとともに、本庁にあっては文書システムの件名欄に登録し、地方機関にあっては文書処理簿の件名欄に」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 電子文書を収受しようとするときは、本庁にあっては文書システムに必要事項を登録し、地方機関にあっては内容を確認の上、文書処理簿に必要事項を記入すること。ただし、軽易な文書は、文書システムへの登録及び文書処理簿への記載を省略することができる。

第19条第1号中「書き方」を「形式」に改める。

第20条中「起案用紙（様式第4号）を用い、起案者が署名押印の上、」を「本庁にあっては文書システムにより、地方機関にあっては起案用紙（様式第4号）を用いて」に、「朱書し」を「明記し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により、本庁において起案を行ったときは、処理後速やかに文書システムに件名その他必要事項を登録するものとする。

第21条第1号を次のように改める。

(1) 文書システムによらないときは、文書主管課長が適当と認めるものをもって作成すること。

第21条第3号中「朱書し」を「明記し」に改め、同条第4号中「朱書する」を「明記する」に改める。

第23条中「文書は、」を「文書のうち、本庁における電子文書にあっては文書システムにより、それ以外の文書にあっては」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、本庁において文書システムによらない供覧に行ったときは、供覧後速やかに文書システムに件名その他必要事項を登録するものとする。

第26条中「起案文書は」の下に「、電子決裁によらないで」を加え、「朱書し」を「明記し」に改める。

第27条中「起案し」の下に「、電子決裁によらないで」を加え、「朱書して」を「明記して」に改める。

第28条第3項中「際しては」を「際して電子決裁によらない場合は、」に改める。

第29条中「朱書し」を「明記し」に改める。

第30条中「決裁は」の下に、「、文書システムへの意思の登録」を加える。

第31条中「除く。」は、「」の下に「本庁にあっては主務課において文書システムによる文書番号を付し、地方機関にあっては」を加え、「朱書登載し」を「登載し」に、「又は第2号」を「、第2号又は第6号」に改め、「あっては、」の下に「本庁においては文書システムに処理状況を登録するものとし、地方機関においては」を加える。

第44条第2項第3号中「文書処理簿」を「本庁にあっては文書システムによる番号、地方機関にあっては文書処理簿」に改め、同条第3項中「暦年」を「前項第1号及び第2号に掲げる令達にあっては暦年ごとの一連番号とし、同項第3号に掲げる令達にあっては会計年度」に改める。

第45条第2項中「及び文書処理簿」を「の次に本庁にあっては文書システムによる番号を、地方機関にあっては文書処理簿」に改め、同条第4項第1号中「課の頭文字（」を「会計年度に相当する数字の次に課の頭文字（」に改め、同項第2号中「地方機関の」を「会計年度に相当する数字の次に地方機関の」に改め、同条第5項中「番号は、暦年」を「文書番号は、会計年度」に改め、同項ただし書中「年よりも前の年」を「年度よりも前の年度」に、「年を」を「年度を」に改める。

第49条第1項中「及び小項目」を「、小項目及び細項目」に、「記入して」を「登載して」に改める。

第51条中第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「完結文書」を「非システム完結文書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「完結文書」を「システム完結文書以外の完結文書（以下「非システム完結文書」という。）」に、「小項目」を「細項目」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

完結文書のうち、文書システムにより完結した電子文書（以下「システム完結文書」という。）は、文書システムにより整理し、及び保管しなければならない。

第52条中「完結文書」を「非システム完結文書」に、「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

秘密の取扱いを要するシステム完結文書は、文書システムにより適切な措置を講じなければならない。

第54条第2項中「小項目」を「細項目」に改める。

第60条第1項中「ときは、」の下に「システム完結文書は文書システムにおいて、非システム完結文書は」を加える。

第61条第1項を次のように改める。

保存文書のうち、非システム完結文書（文書システムにファイル情報が登録されたものに限る。）を利用しようとする職員は、文書主管課長に申し込まなければならない。

第61条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「保存文書」の下に「（非システム完結文書に限る。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 保存文書のうち、非システム完結文書（文書システムにファイル情報が登録されたものを除く。）を利用しようとする職員は、保存文書利用簿（様式第16号）に必要事項を記入し、文書主管課長等に申し込まなければならない。

第66条第1項中「文書の」を「非システム完結文書の」に

改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 本庁におけるシステム完結文書の廃棄は、保存文書にあつては文書主管課長が、1年保存文書及び特例保管文書にあつては主務課長が行う。

第67条中「裁断等」を「裁断、消去等」に改める。

第68条中「の規定にかかわらず」を「に定めるもののほか」に、「ついては」を「ついて必要な事項は」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第15条、第31条、第44条、第45条関係） 文書処理簿

文書番号	処理月日		あて先	発信者（発信元）	処 理 区 分	処 月 日	あ て 先 元 （ 発 信 元 ）	収 日 付	文 番 号	処 理 内 容	備 考				
	月	日													
	件名	処理区分			処 理 状 況	收受・施行	月	日							
						收受・施行	月	日							
						收受・施行	月	日							
	收受・施行	処理期限				年	月	日	收受・施行	月	日				
									收受・施行	月	日				
									收受文書日付番号	月	日	第	号		
									收受・施行	月	日				
	件名	処理区分			処 理 状 況	收受・施行	月	日							
						收受・施行	月	日							
						收受・施行	月	日							
	收受・施行	処理期限				年	月	日	收受・施行	月	日				
									收受・施行	月	日				
									收受文書日付番号	月	日	第	号		
									收受・施行	月	日				
	件名	処理区分			処 理 状 況	收受・施行	月	日							
						收受・施行	月	日							
						收受・施行	月	日							
	收受・施行	処理期限				年	月	日	收受・施行	月	日				
									收受・施行	月	日				
									收受文書日付番号	月	日	第	号		
									收受・施行	月	日				

様式第4号甲(表)中

「 件名 」 を
 _____ 」

「 件名 _____ 」 に
 _____ 」

、
 「 _____ 」 を
 」
 「 _____ 」 に
 _____ 」

改め、同様式甲(裏)中

「 」 を
 _____ 」
 「 _____ 」 に
 _____ 」

、
 「 _____ 」 を
 _____ 」
 「 _____ 」 に
 _____ 」

改める。
 様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第11号（第7条、第49条、第51条、第54条関係） ファイル管理表

年度 ファイル管理表

部局名又は 地方機関名		課 名		大項目		
----------------	--	-----	--	-----	--	--

中項目		小項目		細項目（ファイル名）	保存 場所	引継 ぎ	保存 期間	備 考

年度 ファイル管理総括表

部局名又は 地方機関名		課 名	大項目		小 項 目									
					0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第7条、第58条、第59条関係） 保存文書引継書

年度 保存文書引継書

部局名又は 地方機関名	課 名	保存 期間	廃棄予定 年 月	年 月 No.
----------------	-----	----------	-------------	---------

分類記号	ファイル名	廃棄年月日			保存場所			引継年月日			備 考	保存 No.
		年	月	日	書 庫		その他	年	月	日		
					列	連						

注 保存期間の種別ごとに作成すること

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本庁における文書等の收受、起案、供覧、文書処理簿への登載等並びに達、指令及び一般文書の番号については、平成15年7月31日までの間、改正後の愛媛県文書管理規程第15条第1項、第20条、第23条、第31条、第44条第2項及び第3項並びに第45条第2項の本庁に関する規定にかかわらず、これらの規定中の地方機関に関する規定及び電子文書以外の文書の規定の例によることができる。
- 3 この訓令施行の際現にある改正前の愛媛県文書管理規程様式第4号甲の規定による書類の用紙は、平成15年7月31日までの間、これを使用することができる。
- 4 改正後の愛媛県文書管理規程様式第11号及び様式第12号の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完結する文書(施行日から平成15年5月31日までの間に完結する文書で平成14年度の出納に係るもの(以下「平成14年度出納文書」という。)を除く。)をとじ込む指定ファイルに係るファイル管理表及びファイル管理総括表について適用し、施行日前に完結した文書及び平成14年度出納文書をとじ込む指定ファイルに係るファイル管理表及びファイル管理総括表については、なお従前の例による。
- 。